

宮城県土地開発公社個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）の事務事業に係る個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 職員等 公社の役員、職員、非常勤職員、臨時職員、派遣職員、その他雇用の形態いかんにかかわらず、公社の業務に従事する者又は従事していた者をいう。
- (3) 文書等 公社の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、職員等が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(公社の責務)

第3条 公社は、個人情報の保護の重要性を認識し、県が行う個人情報の保護施策に留意しつつ、必要な個人情報の保護措置を講ずるものとする。

(職員等の義務)

第4条 職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用目的の特定)

第5条 公社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 公社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(個人情報取扱業務登録簿)

第6条 公社は、個人情報を取り扱う事務事業を行う場合にあつては、あらかじめ、当該個人情報の取扱いを明らかにするため、個人情報取扱業務登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）に登録し、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 前項の規定により登録した事項を変更したときは、速やかに当該登録した事項を変更し、又は登録した事務事業を廃止したときは、速やかに当該事務事業の登録を抹消するものとする。
- 3 前2項の規定は、公社の職員等に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務事業又は登録簿を閲覧に供することにより公益その他の利益が害される事務事業については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 公社は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するとき

は、第5条の規定により特定した利用目的を達成するために必要な範囲で収集するものとする。

2 社は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

3 社は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めのあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急に必要があるとき。
- (5) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人から提供を受けるとき。
- (6) 本人から同意を得ることが困難な場合であって、個人情報を取り扱う事務事業を遂行するため収集することについて相当の理由があるとき。

4 社は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、前項第1号、第2号、第4号及び第6号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

5 社は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

- (1) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急に必要がある場合
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、公社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（特定個人情報の収集等の制限の特例）

第7条の2 社は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保有をしてはならない。

2 前条第1項、第2項及び第5項の規定は、特定個人情報の収集について準用する。

（利用の制限）

第8条 社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第5条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱わないものとする。ただし、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（特定個人情報の利用の制限の特例）

第8条の2 社は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同

意があり、又は本人の同意を得ることが困難あるときを除き、第5条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わないものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 公社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供しないものとする。ただし、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 公社は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的としていること。

(2) 第三者に提供される個人情報の項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。

(特定個人情報の第三者提供の制限の特例)

第9条の2 公社は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(提供を受けるものに対する措置要求)

第10条 公社は、公社以外のものに個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第11条 公社は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

2 公社は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 公社は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に消去又は廃棄の措置を講じるものとする。

(委託に伴う措置)

第12条 公社は、個人情報を取り扱う事務事業を委託するときは、委託契約において、受託者が個人情報保護のために講ずべき措置を明らかにするものとする。

(委託を受けたもの等の義務)

第13条 公社から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該委託の事務を行うに当

たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の委託の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の開示の申出)

第 14 条 何人も、会社に対し、この規程の定めるところにより、会社が保有する文書等に記録された自己を本人とする個人情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（次条第 2 項において単に「法定代理人」という。）は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示申出をすることができる。
- 3 死者の個人情報については、次に掲げる者（以下「遺族」という。）に限り、開示申出をすることができる。

(1) 当該個人情報の本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子

(2) 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である父母

(3) 前 2 号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

(開示の申出手続)

第 15 条 前条の規定により開示申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した個人情報開示申出書（様式第 2 号。以下「開示申出書」という。）を会社の理事長（代表者）に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 開示申出をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(3) その他会社が別に定める事項

- 2 開示申出をしようとする者は、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人若しくはその法定代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類で会社が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 会社は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会社は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(個人情報の開示義務)

第 16 条 会社は、開示申出があったときは、開示申出に係る個人情報に次に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示するものとする。

(1) 法令の規定により開示することができないとされている情報

(2) 開示申出に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公社の役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求に係る個人情報本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることにつき相当の理由がある情報
- (5) 公社、県、県が設立した地方独立行政法人又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、国等の機関の相互の間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの
- (6) 公社、県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社、県、県が設立した地方独立行政法人又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ
- ヘ 公社、県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 第 14 条第 2 項の規定による開示申出に係る個人情報であって、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのあるもの
- 2 公社は、開示申出に係る個人情報に非開示情報に該当する個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非開示情報に該当する個人情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。

(裁量的開示)

第 17 条 公社は、開示申出に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示申出者に対し、開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき、又はその存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるおそれがあるときは、公社は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第 19 条 公社は、開示申出が提出された日から起算して 15 日以内に、開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定、開示申出に係る個人情報を開示しない旨の決定、前条の規定により開示申出を拒否する旨の決定又は開示申出に係る個人情報を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」と総称する。)をするものとする。ただし、第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 公社は、開示決定等をしたときは、開示申出者に対し、速やかにその旨を個人情報開示決定通知書(様式第 3 号)、個人情報部分開示決定通知書(様式第 4 号)、個人情報非開示決定通知書(様式第 5 号)、個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(様式第 6 号)又は個人情報不存在決定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

3 公社は、開示申出に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に記載するものとする。

4 公社は、やむを得ない理由により第 1 項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を決定期間延長通知書(様式第 8 号)により開示申出者に通知するものとする。(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 20 条 開示申出に係る個人情報に公社、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び当該開示申出に係る個人情報の本人以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、公社は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他公社が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 公社は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他公社が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第 16 条第 1 項第 2 号ロ又は第 3 号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第 17 条の規定により開示しようとするとき。

3 公社は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に 2 週間を置かなければならない。この場合において、公社は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、公社は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(開示の方法)

第 21 条 公社は、開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示する決定をしたときは、開示申出者に対し、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案し公社が別に定める方法により速やかに開示するものとする。ただし、開示の方法について、開示申出者と合意した方法があるときは、当該方法によることができる。

2 閲覧の方法による文書等の開示にあつては、公社は、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

3 開示決定を受けた者は、第 19 条第 2 項の規定による通知があつた日から 90 日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第 15 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示の申出の特例)

第 22 条 公社が別に定める個人情報は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示申出を行うことができる。

2 公社は、前項の規定により口頭による開示申出があつたときは、公社が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

(個人情報の訂正等の申出)

第 23 条 何人も、公社に対し、公社が保有する文書等に記録された自己を本人とする個人情報が事実と合致していないと認めるときは、当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の申出をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正等の申出(以下「訂正等申出」という。)をすることができる。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、訂正等申出をすることができる。

4 訂正等申出は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(訂正等申出の手続)

第 24 条 前条の規定により訂正等申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した個人情報訂正等申出書(様式第 9 号。以下「訂正等申出書」という。)を会社の理事長(代表者)に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、代表者の氏名

(2) 訂正等申出をしようとする個人情報の開示を受けた日

(3) 訂正等申出をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(4) 訂正等を求める内容

(5) その他公社が別に定める事項

2 訂正等申出をしようとする者は、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類を会社に提出し、又は提示しなければならない。

3 第 15 条第 2 項の規定は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により、訂正等申出をしようとする者について準用する。

4 公社は、訂正等申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等申出をした者(以下「訂

正等申出者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正等義務)

第 25 条 社は、訂正等申出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正等申出に係る個人情報に事実と合致していないと認めるときは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正等をするものとする。ただし、法令に定めのあるとき、その他訂正等をしていないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正等申出に対する決定等)

第 26 条 社は、訂正等申出書が提出された日から起算して 30 日以内に訂正等申出に係る個人情報を訂正等するかどうかの決定をするものとする。ただし、第 24 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 社は、訂正等申出に係る個人情報を訂正等する旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正等をした上で、訂正等申出者に対し、その旨を個人情報訂正等決定通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。

3 社は、訂正等申出に係る個人情報の全部又は一部の訂正等をしていない旨の決定をしたときは、訂正等申出者に対し、速やかにその旨及びその理由を個人情報部分訂正等決定通知書(様式第 11 号)又は個人情報非訂正等決定通知書(様式第 12 号)により通知するものとする。

4 第 19 条第 4 項の規定は、前 2 項の決定について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第 27 条 社は、訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該訂正に係る個人情報を提供したのに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(個人情報の利用停止等の申出)

第 28 条 何人も、社に対し、社が保有する文書等に記録された自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかの理由に該当すると認めるときは、当該各号に定める措置の申出をすることができる。

(1) 第 7 条若しくは第 7 条の 2 の規定に違反して収集等されたものであるという理由、第 8 条若しくは第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているという理由、又は第 11 条の規定に違反して保有されているという理由 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条又は第 9 条の 2 の規定に違反して第三者に提供されているという理由 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」と総称する。)の申出をすることができる。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、利用停止等の申出をすることができる。

4 利用停止等の申出は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(利用停止等申出の手続)

第 29 条 前条の規定により、利用停止等の申出(以下「利用停止等申出」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した個人情報利用停止等申出書(様式第 13 号。以下「利用停止等申出書」という。)を社の理事長(代表者)に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名

(2) 利用停止等申出をしようとする個人情報の開示を受けた日

(3) 利用停止等申出をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(4) 利用停止等申出の内容及び理由

(5) その他社が定める事項

2 第 15 条第 2 項の規定は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により、利用停止等申出をしようとする者について準用する。

3 社は、利用停止等申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等申出をした者（以下「利用停止等申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止等義務）

第 30 条 社は、利用停止等申出があつたときは、必要な調査を行い、当該利用停止等申出に理由があると認めるときは、社内における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等申出に係る個人情報の利用停止等をするものとする。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（利用停止等申出に対する決定等）

第 31 条 社は、利用停止等申出書が提出された日から起算して 30 日以内に、利用停止等申出に係る個人情報を利用停止等するかどうかの決定をするものとする。ただし、第 29 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 社は、利用停止等申出に係る個人情報を利用停止等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止等をした上で、利用停止等申出者に対し、その旨を個人情報利用停止等決定通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

3 社は、利用停止等申出に係る個人情報の全部若しくは一部の利用停止等をしない旨の決定をしたとき、又は第 30 条ただし書の規定により利用停止等に代わるべき措置をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を個人情報部分利用停止等決定通知書（様式第 15 号）又は個人情報非利用停止等決定通知書（様式第 16 号）により通知するものとする。

4 第 19 条第 4 項の規定は、前 2 項の決定に準用する。

（適用除外）

第 32 条 法令の規定により、本人に対し第 21 条第 1 項に規定する方法に相当する方法により社が保有する文書等に記録された当該本人が識別される個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の個人情報については、第 14 条から第 19 条、第 21 条の規定は適用しない。

2 法令の規定により、社が保有する文書等に記録された自己を本人とする個人情報の訂正等を行うための特別の手続が定められている場合については、第 23 条から第 26 条までの規定は適用しない。

（手数料等）

第 33 条 個人情報の開示、訂正等又は利用停止等申出に係る手数料は、徴収しない。

2 第 21 条第 1 項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用については、社の理事長（代表者）が別に定める。

（個人情報管理者）

第 34 条 社は、その取り扱う個人情報の適正な管理を行うため、別に定めるところにより、個人情報管理者を置く。

2 個人情報管理者は、この規程に定める社の権限を行使することができるとともに、個人情報の適正な取扱いについて職員等に対して教育研修を実施するほか、必要かつ適切な監督を行

うものとする。ただし、重要又は異例な決定については、上司の決裁を受けるものとする。
(苦情の処理)

第 35 条 会社は、総務・企画課を会社の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口とする。

2 個人情報管理者は、会社の個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速に処理を行うものとする。

(規程の公表)

第 36 条 会社は、この規程のほか、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な事項については、公表するものとする。

(委任)

第 37 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会社の理事長(代表者)が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。